

スポーツ振興くじ（第1152回及び第1153回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第329号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

2020年1月23日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東 和美

1 スポーツ振興投票の名称

別紙1及び2のとおり

2 スポーツ振興投票券の発売期間

別紙1及び2のとおり

3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地

- (1) 楽天銀行株式会社
東京都世田谷区玉川1丁目14番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (2) 株式会社ジャパンネット銀行
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (3) 株式会社三井住友銀行
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (4) 住信SBIネット銀行株式会社
東京都港区六本木1丁目6番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (5) 株式会社じぶん銀行
東京都中央区日本橋1丁目19番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)

4 合致の割合の種類

別紙3のとおり

5 特定指定試合を実施する期日又は期間

別紙1及び2のとおり

6 試合当たり投票種類数

別紙3のとおり

7 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

別紙1及び2のとおり

8 合致の割合の算式において本センターが定める率

別紙3のとおり

9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

別紙3のとおり

10 その他

発売及び払戻しは全国

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第1152回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
2020年2月1日(土)～同年2月8日(土)
- ・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**
2020年2月8日(土)及び同年2月9日(日)
- ・ **特定指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) B I G (ビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.14のサッカーチーム
 - (2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.14のサッカーチーム
 - (3) B I G 1000 (ビッグセン)
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.11のサッカーチーム
 - (4) m i n i B I G (ミニビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.9のサッカーチーム
 - (5) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.5のサッカーチーム
 - (6) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)
以下の対象試合のうち、試合No.1、No.2及びNo.5のサッカーチーム

[開催日]	[試合No.]	[ホームチーム]	[アウェイチーム]
2月8日	No.1	ヴェルダー・ブレーメン (ブレーメン)	ユニオン・ベルリン (ユニオン)
2月8日	No.2	SCフライブルク (フライブルク)	ホッフェンハイム (ホッフェン)
2月8日	No.3	VfLヴォルフスブルク (ヴォルフス)	フォルトナ・デュッセルドルフ (フォルトナ)
2月8日	No.4	シャルケ04 (シャルケ)	SCパーダーボルン (パーダー)
2月9日	No.5	バイヤー・レヴァークーゼン (レヴァー)	ボルシア・ドルトムント (ドルト)
2月8日	No.6	ヘルタBSC (ヘルタ)	FSVマインツ05 (マインツ)
2月8日	No.7	エヴァートン (エヴァートン)	クリスタル・パレス (クリスタル)
2月9日	No.8	ブライトンアンドホーヴアルビオン (ブライトン)	ワトフォード (ワトフォード)
2月9日	No.9	ブラックバーン・ローヴァーズ (ブラックバーン)	フラム (フラム)
2月9日	No.10	ハダーズフィールド・タウン (ハダーズ)	クイーンズ・パーク・レンジャーズ (クイーンズ)
2月9日	No.11	ルートン・タウン (ルートン)	カーディフ・シティ (カーディフ)
2月9日	No.12	ブレントフォード (ブレント)	ミドルスブラ (ミドルス)
2月9日	No.13	レディング (レディング)	ハル・シティ (ハルシティ)
2月9日	No.14	スウォンジー・シティ (スウォンジ)	ダービー・カウンティ (ダービー)

第1153回

- ・スポーツ振興投票の名称
第1153回スポーツ振興くじ
- ・スポーツ振興投票券の発売期間
2020年2月8日(土)～同年2月15日(土)
- ・特定指定試合を実施する期日又は期間
2020年2月15日(土)及び同年2月16日(日)
- ・特定指定試合で対戦するサッカーチーム名
 - (1) BIG (ビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.14のサッカーチーム
 - (2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.14のサッカーチーム
 - (3) BIG1000 (ビッグセン)
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.11のサッカーチーム
 - (4) mini BIG (ミニビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.9のサッカーチーム
 - (5) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.5のサッカーチーム
 - (6) toto GOAL3 (トトゴールスリー)
以下の対象試合のうち、試合No.1、No.2及びNo.5のサッカーチーム

[開催日]	[試合No.]	[ホームチーム]	[アウェイチーム]
2月15日	No.1	R B ライプツィヒ (ライプツィ)	ヴェルダー・ブレーメン (ブレーメン)
2月15日	No.2	ホッフェンハイム (ホッフェン)	V f L ヴォルフスブルク (ヴォルフス)
2月15日	No.3	F C アウグスブルク (アウグス)	S C フライブルク (フライブル)
2月15日	No.4	ユニオン・ベルリン (ユニオン)	バイヤー・レヴァークーゼン (レヴァー)
2月16日	No.5	フォルトナ・デュッセルドルフ (フォルトナ)	ボルシア・メンヘングラードバッハ (メンヘン)
2月15日	No.6	S C パーダーボルン (パーダー)	ヘルタ B S C (ヘルタ)
2月15日	No.7	サウザンプトン (サウザン)	バーンリー F C (バーンリー)
2月16日	No.8	ノーウィッチ・シティ (ノーウィッチ)	リヴァプール (リヴァプール)
2月16日	No.9	フラム (フラム)	バーンズリー (バーンズ)
2月16日	No.10	カーディフ・シティ (カーディフ)	ウィーガン・アスレティック (ウィーガン)
2月16日	No.11	ダービー・カウンティ (ダービー)	ハダーズフィールド・タウン (ハダーズ)
2月16日	No.12	バーミンガム・シティ (バーミン)	ブレントフォード (ブレント)
2月16日	No.13	リーズ・ユナイテッド (リーズ)	ブリストル・シティ (ブリストル)
2月16日	No.14	プレストン・ノースエンド (プレストン)	ミルウォール (ミルウォール)

・合致の割合の種類

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) B I G (ビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 6等 開催試合結果数(14)から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) B I G 1000 (ビッグセン)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(11)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(11)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数(11)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(4) m i n i B I G (ミニビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(9)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(9)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(5) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)

- 1等 10割

(6) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(6)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・試合当たり投票種類数

(1) B I G (ビッグ)

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) B I G 1000 (ビッグセン)

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(4) m i n i B I G (ミニビッグ)

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(5) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(6) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

- 1試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G (ビッグ)

- 1等 5分の4
- 2等 100分の7
- 3等 50分の1
- 4等 100分の3
- 5等 100分の3
- 6等 20分の1

(2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)

- 1等 25分の19
- 2等 10分の1
- 3等 25分の1
- 4等 25分の1
- 5等 50分の3

(3) B I G 1000 (ビッグセン)

- 1等 5分の3
- 2等 20分の3
- 3等 20分の3
- 4等 10分の1

(4) m i n i B I G (ミニビッグ)

- 1等 2分の1
- 2等 5分の1
- 3等 10分の3

(5) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)

- 1等 1分の1

(6) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

- 1等 5分の3
- 2等 5分の2

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) B I G (ビッグ)

一口300円に対し、3億円(加算金のあるときにあつては、6億円)

(2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあつては、2億円)

(3) B I G 1000 (ビッグセン)

一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあつては、4億円)

(4) m i n i B I G (ミニビッグ)

一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあつては、4億円)

(5) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあつては、2億円)

(6) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあつては、2億円)